

八王子市妊婦健康診査費用助成制度のお知らせ

里帰り等で都外医療機関及び委託助産所以外の助産所で受診した妊婦健康診査費用を助成します。
妊婦健康診査受診票は都内に住民登録のある方が、都内の医療機関・委託助産所で受診した場合に限り利用できます。
そのため、受診票が利用できない都外の医療機関又は委託助産所以外の助産所で受診した場合は、健診費用の一部について助成が受けられます。下記の助成金額を超える部分については、自己負担となりますのでご了承ください。
【ご注意】受診票を提出せず、都内医療機関又は委託助産所で受診した場合は、この制度をご利用いただけません。

- 【対象者】 次の要件をいずれも満たす方
- 妊婦健康診査の受診日において、八王子市内に住民登録があること。
(妊娠中に市外へ転出された方は、別途お問い合わせください。)
 - 都外の医療機関又は委託助産所以外の助産所において、妊婦健康診査を自己負担で受診していること。
(日本国内の医療機関に限ります。)

- 【申請期間】
- 出産日(健康診査受診後の流産及び死産を含む)から起算して1年以内(満1歳の誕生日前日まで)に、交付申請を提出していること。(妊娠中は申請できません。)
- ※ 八王子市から転出された方は、出産前でも申請できますので、下記こども家庭センターへお問い合わせください。

- 【申請書類】
- 未使用の妊婦健康診査受診票(超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票を含む)
 - 母子健康手帳(領収書の日付と健診月日を確認し、写しをいただきます。)
 - 都外医療機関又は委託助産所以外の助産所が発行した妊婦健康診査の領収書の原本及び明細書の原本
(写しをいただき返却します。)
 - 金融機関の預金通帳(助成金は預金口座へ入金しますので、確認のため持参してください。)
 - 印鑑【浸透印(スタンプ印)は使用できません。朱肉をつけて押印する印鑑を持参してください。】

【助成金額】	受診日(令和6年度)	受診日(令和7年度)	受診日(令和8年度)
	助成額	助成額	助成額
受診日 受診票	令和6年(2024年)4月1日から 令和7年(2025年)3月31日まで	令和7年(2025年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで	令和8年(2026年)4月1日から 令和9年(2027年)3月31日まで
妊婦健康診査(青色) (1回目)	上限 10,980 円 (以下の場合は実費額)	上限 11,280 円 (以下の場合は実費額)	上限 11,670 円 (以下の場合は実費額)
妊婦健康診査(黄色) (2回目～14回目)※1	各上限 5,140 円 (以下の場合は実費額)	各上限 5,280 円 (以下の場合は実費額)	各上限 5,460 円 (以下の場合は実費額)
子宮頸がん検診(桃色) (1回のみ)	上限 3,400 円 (以下の場合は実費額)	上限 3,400 円 (以下の場合は実費額)	上限 3,400 円 (以下の場合は実費額)
超音波検査(白色) (4回まで)※2	上限 5,300 円 (以下の場合は実費額)	上限 5,300 円 (以下の場合は実費額)	上限 5,300 円 (以下の場合は実費額)

- ※1 多胎妊婦の場合は15回目以降の妊婦健康診査も助成します。(1回あたり5,000円)
1回の支払額が5,000円未満の場合は、実費相当額を上限とします。回数の上限は5回まで(最高25,000円)
- ※2 多胎妊婦の場合は2回追加(計6回まで)
- ※ 助産所で受診した場合は、妊婦健康診査(2回目～14回目)のみ対象です。
妊婦健康診査(1回目)、超音波検査及び子宮頸がん検診については、医療機関で受診してください。

【申請場所・お問い合わせ先】※申請場所は、以下の各こども家庭センター窓口のみとなります。

こども家庭センター 大横 母子保健担当 電話 042-625-9200 八王子市大横町11-35(大横保健福祉センター内)

こども家庭センター 東浅川 母子保健担当 電話 042-667-1331 八王子市東浅川町551-1(東浅川保健福祉センター内)

こども家庭センター 南大沢 母子保健担当 電話 042-679-2205 八王子市南大沢2-27フレスコ南大沢公共棟1階
(南大沢保健福祉センター内)

申請時間 : 月～金曜日 9:00～17:00 (休館日・祝日及び年末年始を除く)

※休館日は、各こども家庭センターにより異なりますので、事前にご確認ください。

※市民課・市民部各事務所窓口での申請はできませんので、ご了承ください。

表面「妊婦健康診査を受けましょう」もご覧ください。